

川西市都市景観形成条例 届出対象規模等

		大規模建築物等			河川景観軸	都市景観形成地区	自然緑地
		本市全域(都市景観形成地区を除く)			猪名川、一庫大路次川、田尻川沿い	川西市駅前地区	市街化調整区域
		第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域	準工業地域 工業地域 市街化調整区域			
建築物	新築改築移転	高さが12mを超え、又は建築面積が500m ² を超えるもの	高さが15mを超え、又は建築面積が1,000m ² を超えるもの	高さが12mを超え、又は建築面積が1,000m ² を超えるもの	高さが10mを超え、又は建築面積が90m ² を超えるもの	建築基準法第6条第1項の規定による確認を必要とする規模	建築面積が500m ² を超えるもの
	外観の変更	上記の規模の建築物で、変更に係る外観の面積が300m ² を超えるもの			上記の規模の建築物で、変更に係る外観の面積が100m ² を超えるもの		上記の規模の建築物で、変更に係る外観の面積が300m ² を超えるもの
工作物	新築改築移転	高さが12m(当該工作物が、建築物と一体となって設置される場合にあつては、合計の高さが12m)を超え、又はその敷地の用に供する土地の面積が500m ² を超えるもの	高さが15m(当該工作物が、建築物と一体となって設置される場合にあつては、合計の高さが15m)を超え、又はその敷地の用に供する土地の面積が1,000m ² を超えるもの	高さが12m(当該工作物が、建築物と一体となって設置される場合にあつては、合計の高さが12m)を超え、又はその敷地の用に供する土地の面積が1,000m ² を超えるもの	高さが10m(当該工作物が、建築物と一体となって設置される場合にあつては、合計の高さが10m)を超え、又はその敷地の用に供する土地の面積が90m ² を超えるもの	建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定による確認を必要とする規模	高さが10m(当該工作物が、建築物と一体となって設置される場合にあつては、合計の高さが10m)を超え、又はその敷地の用に供する土地の面積が500m ² を超えるもの
	外観の変更	建築物に準ずる					
土地の区画形質の変更	-	-	-	-	・建築物の建築等を目的とした土地の形状の変更で、切土又は盛土を行う土地の面積の合計が500m ² 以上で、かつ、切土の高さ又は盛土の高さの最大値が50cm以上のもの(河川の代行工事を含む。) ・建築物の建築等を目的とした土地の性質の変更で、その土地の面積の合計が3,000m ² 以上のもの		建築物の建築等を目的とした土地の性質の変更で、その土地の面積の合計が3,000m ² 以上のもの
その他規則で定める行為	-	-	-	-	・高さが10mを超える木竹の伐採 ・一団となった伐採面積が500m ² を超える木竹の伐採	「風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律」で規定する風俗営業及び風俗関連営業を行うための施設の外観の変更	一団となった伐採面積が3,000m ² を超える木竹の伐採

詳細については、都市計画課窓口でご確認ください。